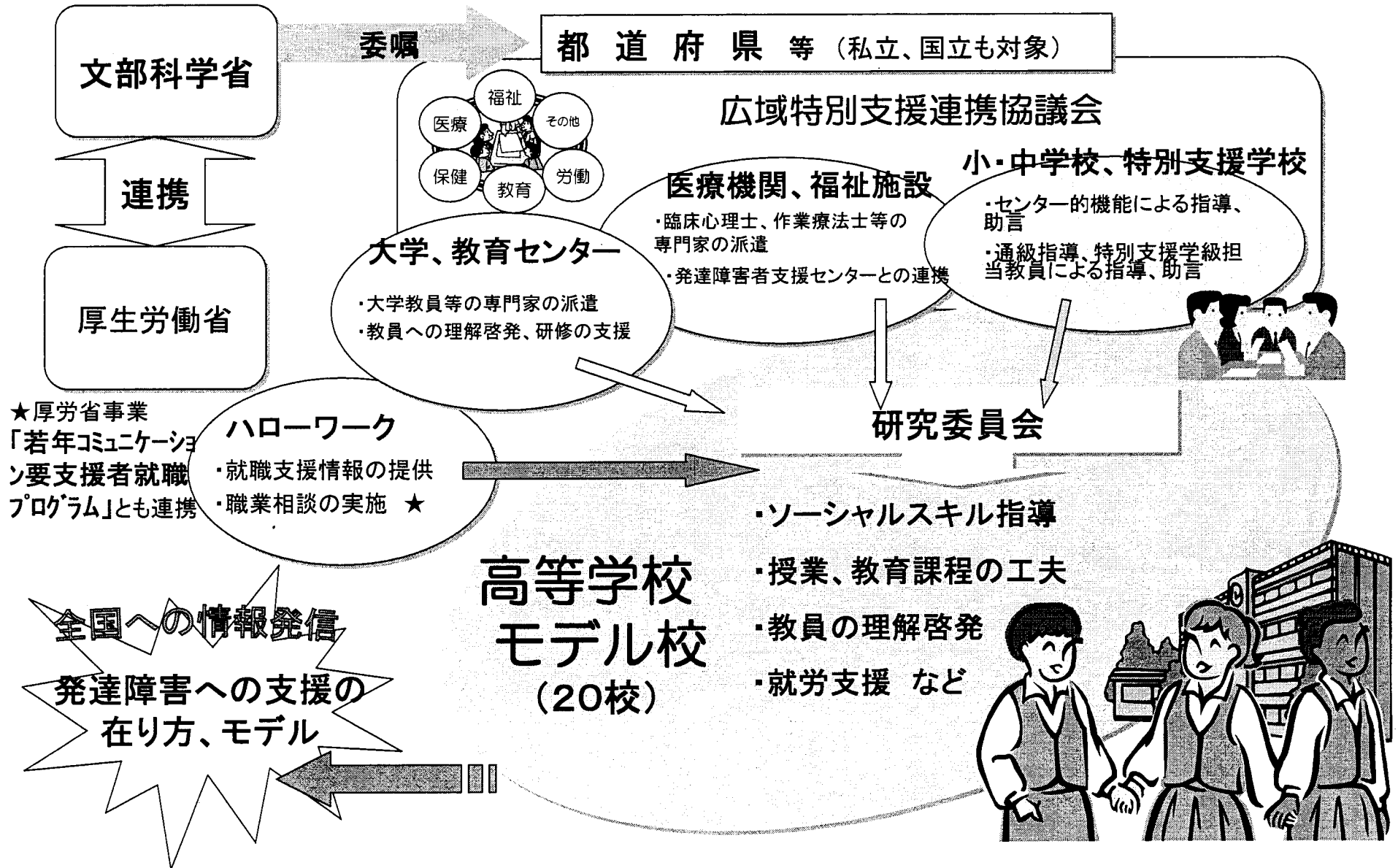


(4)高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成19年度予算額 21,121千円)
平成20年度予算額(案) 51,071千円

【課題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)



(5)教育条件の整備

平成20年度 子どもと向き合う時間の拡充

【A 教職員定数の改善：1,195人（うち純増1,000人）】

- ・ 本年6月の学校教育法改正による**主幹教諭の配置**を支援し、責任ある学校運営体制を確立
- ・ **発達障害のある子どもへの指導**や**食の指導**を充実

①主幹教諭の配置	1,000人
②特別支援教育の充実	171人
③食育の充実(栄養教諭の配置)	24人

20年度案 1,195人
うち純増1,000人 23億円

※ 行革推進法の範囲内での改善

【B 外部人材の活用：非常勤講師7,000人】

- ・ 退職教員や社会人等を活用した**わかりやすい授業**を推進
- ・ 担任等だけでは対応できない**子どもの悩み・トラブル**をサポート

<活用方策>

- ①習熟度別・少人数指導の充実
- ②小学校高学年での専科教育の充実
- ③小1問題・不登校等への対応
- ④特別支援学校のセンター的機能の充実
- ⑤社会人の活用 など

20年度案 7,000人 29億円

【C 学校支援地域本部：1,800力所（全市町村対象）】

- ・ 地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、**地域全体で子どもたちを育む環境**を整備する

<活動例> 部活動指導
学校環境整備
登下校の安全指導など

20年度案
1,800力所(全市町村対象) 50億円

【その他学校現場の負担軽減】

<文部科学省において取組を進める事項>

- ・ 国等が行う調査、照会事務等に関する事務負担の軽減
- ・ 調査研究(モデル校)事業の在り方の見直し
- ・ 今後の課題と改善の方向(生徒指導や会議・打ち合わせ等)

(平成19年12月7日「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」(中間まとめ)より)

(6)その他の予算事項

家庭教育手帳の作成 20年度予定額65百万円(170百万円)

中央教育審議会答申(平成10年6月)～幼児期からの心の教育の在り方について
 ・家庭でのしつけの在り方や心の成長に関して配慮すべき点を盛り込んだ家庭教育資料を読みやすい簡便な冊子として作成して親に配布する。

○教育改革国民会議報告(平成12年12月)
 ・国及び地方公共団体は、家庭教育手帳、家庭教育ノートなどの活用と改善を図る。

○今後の家庭教育支援の充実についての懇談会報告(平成14年7月)
 ～「社会の宝」として子どもを育てよう～
 ・今後、文部科学省は、家庭教育手帳、家庭教育ノートの…内容の充実や、子どもの発達段階ごとに分けるなどの改善を検討してはどうか。

家庭教育手帳の作成



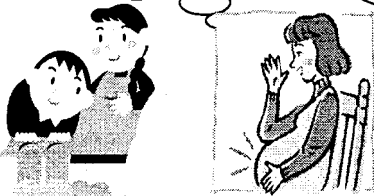
家庭教育手帳①
 対象: 妊娠期～就学前の親向け

家庭教育手帳②
 対象: 小学校1～4年生の親向け

家庭教育手帳③
 対象: 小学校5、6年及び中学生の親向け

全国の教育委員会等に提供して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用を促す

あっそうなんだ!
 自分だけじゃないんだ



- ① 日常生活において、子育てのヒント集として活用
- ② PTAの研修会や子育て講座のテキストとして活用

家庭の教育力の向上





特別な支援が必要な子どもがいます。

家庭や学校で、「ことばのやりとりがうまくいかない」、「いつまでも落ち着きがない」、「漢字が覚えられない」など、年齢にふさわしくない行動や様子が見られる場合、LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害がその理由の一つかもしれません。これらは生まれつきのものであり、子育ての仕方原因があるわけではありません。また、これらがきっかけとなって学校嫌いになっている場合もあります。

発達や行動について心配があったら、一人で悩まず、できるだけ早く学校や地域の「発達相談」の窓口にご相談してみるとよいでしょう。専門的なアドバイスを受けて、効果的な働きかけをすることによって、その子の困っている状態の改善が期待されます。

(巻末の情報編をごらんください)

発達障害の可能性も考えてみる

発達障害とは

ここでは、「発達障害者支援法」で規定された発達障害の主なものについて解説します。

子どもがどのタイプに分類されるかということも大切ですが、その障害の基本的な特性を踏まえた上で、どのように対応することが有益なのかを知ることはもっと大切です。

1. LD (学習障害: Learning Disabilities)

LDとは、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすものです。

その原因としては、脳などの中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されています。また、視覚障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

2. ADHD (注意欠陥多動性障害: Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に対して不釣り合いな注意力と多動性(衝動性)のどちらか、あるいはその両方を特性とする行動の障害で、社会的な活動や学習に支障をきたすものです。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続します。脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

3. 自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害が自閉症です。この障害も、脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

また、自閉症の中で知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」と言います。

なお、類似する障害である「アスペルガー症候群」も、他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることなどの特徴がありますが、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の遅れを伴いません。

※自閉症と特徴が重なり合う障害を総称して「広汎性発達障害」や「自閉症スペクトラム」又は「自閉症スペクトル」と呼ぶこともあります。

巻末「情報編」に地域の相談窓口を掲載しています。わかりにくい場合は、市役所などに問い合わせてみましょう。

特別支援学校等の指導充実事業

(平成19年度予算額 72,085千円) 平成20年度予算額(案) 100,086千円

特別支援学校等における障害の重度・重複化、多様化などの喫緊の課題に対応し、自立と社会参加に向けた指導の改善を図るための施策を総合的に行う。

○特別支援教育研究協力校

・特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成又は学習指導の方法等について実践研究を行う。

指定

研究協力校 18校

- 障害の特性に対応した効果的な指導内容・方法に関する研究
- 小・中学校等において、発達障害を含めた障害のある児童生徒等への指導に関する研究
- 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育に関する研究
- 共生社会を目指した障害者理解の推進に関する研究

○PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業

・特別支援学校において、PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、医学的、心理学的などの専門的な視点から指導方法等の改善等について、モデル的な実践研究を実施する。

指定

PT(理学療法士)

- 身体機能面の評価
- 運動機能の改善・向上についての指導

活用

ST(言語聴覚士)

- ことばの発声・発音の評価
- 人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善

活用

8都道府県教育委員会
特別支援学校

- 教員と協力した指導の改善
- 校内研修における専門的な指導

活用

OT(作業療法士)

- ADL(日常生活動作)の評価
- 日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作

活用

その他の専門家

- 心理学の専門家
- 専門の医師等

○職業自立を推進するための実践研究事業

・学校、労働関係機関、企業等の連携・協力の下、職業教育の質的改善、新たな職域開拓や現場実習の充実など、特別支援学校高等部生徒の職業自立を推進するための実践研究を実施する。

指定

9都道府県教育委員会

- 職業自立推進会議
- 現場実習実践マニュアルの作成
- 特別支援学校とハローワークが共同で職場開拓
- 就労サポーターの派遣
- 企業等の意向の把握及び理解啓発
- 地域の就労ボランティアバンクの作成

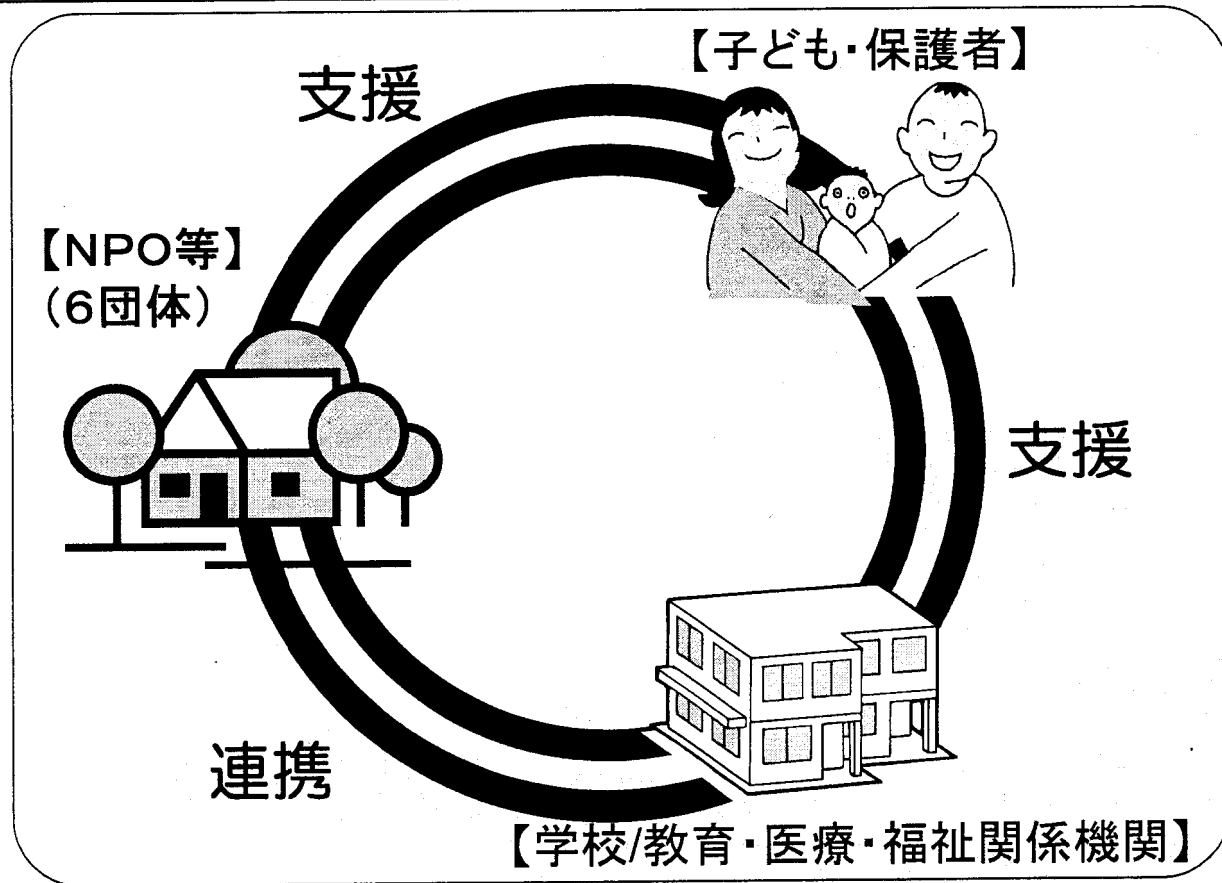
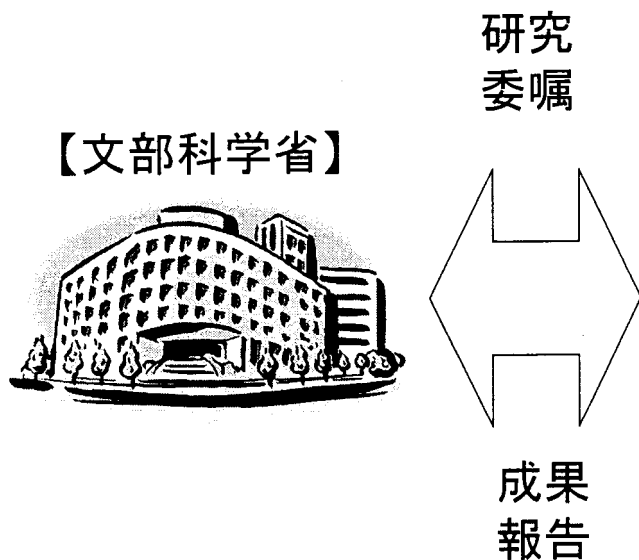
障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業

障害のある子どもへの対応について、先導的な取組を行っているNPO等に対し、一人一人のニーズに応じた支援の在り方等についての研究を委嘱し、その成果を今後の地域における支援の在り方の検討に資する。

地域の関係機関と連携した支援の在り方に関する実践研究

(平成19年度予算額 17,296千円)

平成20年度予算額(案)9,117千円

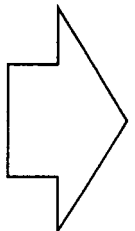


(7) 「特別支援教育支援員」の地方財政措置について

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられた。

小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

・特別支援学級、通級指導対象者の増加
・LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
・児童生徒の障害の重度、重複化

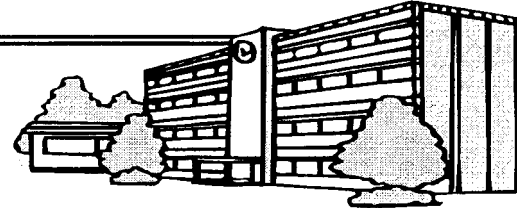


介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）



これらの小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う者について「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われる。
＜ 特別支援教育支援員の業務内容の一例 ＞
学校教育活動上の日常生活の介助・・・食事、排泄などの補助、車いすでの教室移動補助など
学習活動上のサポート・・・LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など

＜ 地方財政措置の概要 ＞	
措置開始時期	平成19年度より
平成20年度措置予定額	約 360億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当） （平成19年度措置額 約250億円 支援員 21,000人相当）



特別支援教育支援員配置状況

